1-01-21

織金胸背獅子青一匹

織金胸背彪大紅一匹

素黒緑一匹 素明緑

匹

白氁糸布一十匹

広運之宝

成化七年(一四七一)七月初八日 再対

再対して之を正す

比較の上、注などを参照のこと。 対する頒賜とおおむね同じであるが、異なるところもある。(1)皇帝頒賜 尚円に対するこの頒賜は、〔○一-一六〕の尚徳に

注

- 化鉛)・明礬を用いて染める(『万暦会典』巻二〇一、工二一)。(2)丹礬紅(黄赤色か。蘇木・梔子・黄丹(鉛丹。紅黄色の顔料。酸
- (3) 展角 鳥紗帽の後部中央から左右に翅のようにつけるもの。
- (4) 員領 円領。(〇一-一六)注(22)参照

5) 鶯哥緑 濃い萌黄色

皇帝より国王尚円へ、福州における琉球人の強盗殺人の罪を

責め、今後二年一貢とすることを告げる勅諭

(一四七五、四、二〇)

皇帝、琉球国中山王尚円に勅諭す。

貢す。已に例に照らして賞賜し、人を差わし、伴送して福建地方先に該王の差来せる使者沈満志并びに通事蔡璋等、京に赴き進

官府を打攪し、 帯して前来して買売し、及び途に在りて事を生じ、平民を擾害し、 れ之を省みよ、 胡椒等の物を附搭するを許すも、 人を過ぎざるを許すのみ。国王の正貢を除くの外、例に照らして、 懲治すべし。今後、二年一貢し、毎船上だ一百人多くも一百五十 責問し、并びに殺人し放火し行兇せる番人を追究して法に依りて して省論す。勅至らば、王宜しく蔡璋等の鈴束を行わざるの罪を 王の国の差来せる正議大夫程鵬等の回還するに因り、特に勅を降 の家の隣右の人等の供報明白なるに拠り実を具して奏聞す。今、(8) 官夫妻を将て殺死し、房屋を焼毀し、所有の家財・猪・鶏等の物 不知の番人、潜行して岸に登り、福州府懐安県四都の居民の陳二(⑤) て風に阻まる。成化十年(一四七四)六月初八日に、 は尽く劫掠を被り、前去する有り。其の鎮守等の官、審べて被害 に至らしめ打発し登船して去訖る。期せずして、船、 之を省みよ。 国王の忠順の意に累有らしむるを許さず。王、其 故に諭す。 其の余の正副使人等、 本船の姓名 外海に到り 私貨を夾

広運

成化十一年 (一四七五) 四月二十日

之宝

の即位事情との関連について論じたものに、冨村真演「尚円考」する琉球側の回答の文書は〔一二-二一〕。又、この事件と、尚円注\*この勅諭は『明実録』成化十一年四月戊子の条にある。これに対

円即位の考察」『南島史学』九、一九七六年がある。『琉大法文学部紀要、史学地理学篇』一八、昭和五〇年、同「尚

- (1) 沈満志 この入貢について『明実録』成化十年四月丙辰の条
- の武官、復路は鴻臚寺序班がその任に当った。復につきそわせること。琉球の場合は通例として往路は福建(3)伴送 外国の使節が来貢した時、官員を派遣して京師への往
- (4) 打発 行かせる、派遺する。
- (5)番人 外国人。ここでは琉球人。
- ごりで、明代には集落名に化している。れ、現、閩侯県付近。都は宋代の保甲法による行政区画のな(6) 懐安県四都 福州府に属する県で万暦七年に侯官県に併入さ
- 前去は〔〇五-〇六〕注(8)参照。(7)前去(行く、行ってしまう、出向く。また文書用語としての
- (8) 供報 供述書。
- (9)正議大夫 『歴代宝案』第一集における正議大夫は成化元年(9)正議大夫 『歴代宝案』第一集における正議大夫は成化元年を参照)。清代については序、注(1)を参照。 (一四六五)の程鵬が初出〔二二-一九〕〔一七-一六〕で、「四六五)の程鵬が初出〔二二-一九〕〔一七-一六〕で、金参照)。清代については序、注(16)を参照。

- だ(『大百科』)。 は通事として、のちには正議大夫として入貢は十三回に及ん(10) 程鵬 生没年不詳。一四三九年から八七年までの間に、初め
- (11) 省論 反省を促すための勅論。
- (12) 鈴束 厳重に取り締まる。
- (13) 打攪 邪魔する。

1-01-22

## 皇帝より国王尚円へ、立太子に際しての頒賜の勅諭と目録

(一四七六、四、六)

皇帝、琉球国中

茲に朕、皇儲を建立して、多方に嘉恵す。矧んや惟うに王の国茲に朕、皇儲を建立して、多方に嘉恵す。矧んや惟うに王の国皇帝、琉球国中山王尚円に勅諭す。

しむ。至らば収領し、用て朕の眷待の意に副う可し。故に諭す。王及び妃に綵幣・文錦を賜い、差来の長史梁応等に付して齎回せの素より忠誠を秉るをや。尤も当に厚くすべき所なり。今、特に

給賜

国 ⑥ 王

守軍

織金麒麟大紅一匹

素紅一匹

素青二匹

錦

四季花丹礬紅一段